

ネットヨタ神戸 基本プラン約款

2024年4月1日実施

目 次

1. 適用	1
2. 契約種別	2
3. 周波数.....	2
4. 従量電灯.....	2
5. 供給条件の変更.....	3
6. その他.....	3

1. 適用

- (1) ネットヨタ神戸基本プラン約款（以下「契約プラン約款」といいます。）は、サミットエナジー株式会社（以下「当社」といいます。）が、ネットヨタ神戸株式会社（以下「ネットヨタ神戸」といいます。）との媒介に係る契約関係が継続する期間に限り、次のイ、ロ、またはハの条件を満たす個人（個人事業主を含みます。）の低圧需要家（以下「個人の低圧需要」といいます。）に対して、電気を供給するときの料金その他の条件（以下「供給条件」といいます。）を定めたものです。
 - イ お客さま本人またはお客さまと同居する家族が、ネットヨタ神戸基本プラン（以下「基本プラン」といいます。）の申込日において、ネットヨタ神戸より購入した商品を所有していること。
 - ロ お客さま本人またはお客さまと同居する家族が、基本プランの申込日において、サービスに係る契約をネットヨタ神戸との間で締結の上、当該サービスの提供を受けたことがあること。
 - ハ 前項イまたはロにかかわらず、キャンペーン等により当社が加入を承諾したこと。
- (2) 個人の低圧需要が(1)の条件を満たさず、当社からの電気供給が継続される場合、当社は次のイのとおり供給条件を変更できるものといたします。なおその場合、ネットヨタ神戸または当社から、あらかじめその旨を通知し、変更後の供給条件に基づく電気供給の継続について、意思確認をさせていただきます。
 - イ (1)の条件を満たさない場合は、当社の基本プラン約款に定める供給条件に変更できるものといたします。
- (3) 基本プランに加入後、ネットヨタ神戸メンテナンスパックプラン約款またはネットヨタ神戸 PHV プラン約款に定める適用条件を満たした場合には、お客さまからの申し出によりいずれかのプランへの変更ができるものといたします。
- (4) 当社とネットヨタ神戸との媒介に係る契約が終了した場合、当社は、供給条件を当社基本プラン約款に定める供給条件に変更できるものといたします。なおその場合、ネットヨタ神戸または当社のいずれかから、あらかじめその旨を通知し、変更後の供給条件に基づく電気供給の継続について、意思確認をさせていただきます。
- (5) 契約プラン約款にて使用される用語は別途定義される場合を除き電気供給約款[低圧](個人)（以下「電気供給約款」といいます。）にて定めた意味で使用するものといたします。
- (6) 契約プラン約款に定めのない事項については、当社の電気供給約款に準ずるものとし、契約プラン約款と電気供給約款の定めが異なる場合は、契約プラン約款の定めが優先するものといたします。
- (7) 契約プラン約款に定める基本料金、電力量料金、燃料費調整における基準単価および離島ユニバーサルサービス調整における離島基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みます。
- (8) 契約プラン約款は、次の地域のお客さまを対象といたします。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定められている離島には適用いたしません。

関西電力送配電株式会社の供給区域

2. 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

(1) 従量電灯 A

3. 周波数

周波数は、次のとおりといたします。

60Hz

4. 従量電灯

(1) 従量電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき（イ）および（ロ）によって算定された金額ならびに電気供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格がx円を下回る場合は、電気供給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格がx円を上回る場合は、電気供給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格がx円を下回る場合は、電気供給約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格がx円を上回る場合は、電気供給約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。ただし、離島ユニバーサルサービス調整による加算または減算は、お客さまの需要場所の区域に離島ユニバーサルサービス調整の適用のある場合に限ります。

(イ) 最低料金

最低料金は、「料金表」のとおりといたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、「料金表」のとおりといたします。

ホ その他

当社または一般送配電事業者は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

5. 供給条件の変更

- (1) 当社は、供給条件を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によるものといたします。
- (2) 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、供給条件を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、この供給条件を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によります。
- (3) 電気事業法施行規則第3条の12第1項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。

6. その他

当社は、基本プラン適用条件の該非判断、契約後の契約変更手続き等のために、ネットヨタ神戸から自動車に係る契約情報の提供を受けることがあります。個人情報の取扱いにおいては、基本プラン契約時にご案内した利用目的の範囲でのみ利用いたします。

料 金 表
(ネッツトヨタ神戸 基本プラン)

関西電力送配電サービスエリア

従量電灯A

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	433.41 円
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1 キロワット時につき	20.31 円
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1 キロワット時につき	24.42 円
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25.83 円